

広島県公安委員会告示第 41 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者であった次の者の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 19 年 5 月 22 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課 程 の 名 称	取消年月日
トスコ株式会社	東京都中央区 日本橋人形町 一丁目 1 番 10 号	末 次 正 之	トスコ三原自 動車学校	三原市城町三 丁目 10 番 2 号	規則第 1 条第 1 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定四 輪車コース	平成 19 年 4 月 18 日
					規則第 1 条第 2 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定二 輪車コース	
					規則第 1 条第 3 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定 3 号新高齢者コース	
					規則第 1 条第 4 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定高 齢者コース	
					規則第 1 条第 5 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定地 域特性コース	
					規則第 1 条第 6 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定 6 号 70 歳未満コース 広島県公安委員会認定 6 号 70 歳以上コース	
					規則第 1 条第 7 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定自 動二輪車二人乗りコース	
					規則第 1 条第 8 号 に規定する課程	広島県公安委員会認定総 合コース	